

発行：北出経営労務事務所  
〒910-0011 福井市経田2丁目302-1 フェルビル203号室  
TEL：0776 (58) 2470 FAX：0776 (58) 2480  
発行日：2015年3月1日

**今月のことば●社長も社員もお客様もワクワクできる事業  
飛躍的に伸びた会社の共通点は、①No1になれる分野②経営  
者も含めて社員がワクワクすること③仕事の工夫、改善である**

3月と言えば、ひな祭り！！そんな声が聞こえてきそうですが、今回はあえての「ホワイトデー」特集です（笑）言わずと知れた3月14日のホワイトデー。バレンタインデーにチョコレート等を買った男性が、そのお返しとしてキャンディ、マシュマロ等のプレゼントを女性へ贈る日とされています。このホワイトデーの習慣は、実は日本生まれだって知ってましたか？？諸説ありますが、お菓子業界の提案から、現在の形になったみたいですよ。う～ん、お金の匂いがしますね～（笑）



ちなみに隣韓国では、4月14日を「ブラックデー」と定め、バレンタインデーやホワイトデーに贈り物を受け取れなかった人達が集い、黒い服を着て、黒いものを食べる習慣があるらしいですよ。そこで出会った男女が付き合うこともあるんだとか。世界には色々なイベントがあるんですね。（坂野）

今年も開催します！！

## セミナー 案内

**社長・経営幹部のためのトップマネジメント養成講座2015  
～社長と経営幹部と一緒に学ぶ実践講座～**

全7回

昨年、一昨年と大好評だったトップマネジメント養成講座は、「“経営の原理原則”や“社長の考え”を経営幹部が共有する」「社長と経営幹部のギャップを埋める」「社長と同じ視点で経営幹部が物事を考えるようになる」ために必要なプログラムをすべて盛り込んだ渾身の内容です。講座内でワークも行います。受講後には「やるべきことが見えてくる」「仕事が楽しくなる」など変わった自分に出会えます。また、異業種間で行う講義のため、同じ立場の方々が集い、人脈づくり、情報交換も大いに期待できます。会社の成長、社長・経営幹部のレベルアップにぜひご活用ください。

### ◆セミナー内容◆

日時：5月18日（月）経営の原理原則  
6月 8日（月）理想のリーダー  
6月22日（月）経営者・幹部のためのコミュニケーション術  
7月14日（火）目標設定とモチベーション  
7月28日（火）経営ビジョンと経営計画  
8月11日（火）組織を統率する行動指針づくり  
8月25日（火）組織を統率する行動指針づくり【実習編】  
いずれも16：00～18：00

会場：アオッサ6F 605研修室（福井市手寄1丁目4番1号）

講師：シナジー経営株式会社 代表取締役 北出慎吾

参加費：全7回 70,000円（税別）

／単発1回 15,000円（税別）

・・・社長、経営幹部2名様セット料金です。

（1名追加ごとに20,000円（税別）アップとなります）

定員：7社限定

申し込み期限：4月30日（木） 事前振込制

定期的に懇親会を開催し、交流を深めます。（懇親会費用：実費）

セミナーの詳細・お申し込みは<http://kkrgroup.com/seminar> まで



### 《講師プロフィール》 北出慎吾（きたでしんご） 特定社会保険労務士/人事コンサルタント

1976年福井県福井市生まれ。  
「中小企業を元気にする」を使命に掲げ、経営者サイドに立った社労士として、従業員数1名から700名規模の中小企業に特化した経営・人事コンサルティング、社会保険労務士業務を展開し、強い会社をつくるための人事制度、就業規則の作成、モチベーションアップの社員研修、ビジョン・行動指針づくりなど、経営者から高い評価を得て業績アップに貢献している。考える社員の育成、ビジネスマナーを中心とした新入社員研修は、延べ380人が参加している。  
著書：「行列のできる社労士事務所の作り方」（2011年ばる出版）  
福井県商工会議所エキスパートバンク専門相談員、福井産業支援センター専門相談員。  
ケンキー株式会社現外監査役。

# けいえい ろうむ 相談室

## パートさんたちを雇用保険や社会保険に入れるかどうか考えていますが、入れないといけないの？



雇用保険・社会保険の適用事業に雇用される労働者については、「パートタイマー」や「アルバイト」という名称や、事業主や労働者の希望するかどうかに関わらず、それぞれの適用要件を満たす場合は雇用保険・社会保険の被保険者として、加入しなければいけません。

### ■雇用保険の適用要件■

雇用保険の加入要件を満たす労働者を1人でも雇用する事業所は、その業種や事業規模に関わらず、雇用保険の適用事業所となります。次の二つの要件をともに満たす労働者について、加入が必要です。

- ① 1週間の所定労働時間が**20時間以上**であること
- ② **31日以上**の雇用見込みがあること



### ■社会保険の適用要件■

社会保険とは、健康保険・厚生年金保険を指します。 ※

法人事業所および常時5人以上の従業員を使用している 個人事業所は、健康保険・厚生年金保険の適用事業所となります。このような事業所では、雇用契約の内容などをもとに考え、常用的に使用されると認められる労働者は、健康保険・厚生年金保険に加入が必要です。常用的に使用されると認められるとは、次の要件をともに満たす場合です。

※一部の事業所を除く

- ① 1日の勤務時間
- ② 1カ月の勤務日数

それぞれ同様に業務に従事する正社員のおおむね  
**4分の3以上**であること

### ■ A事業所で働いている2人について考えてみましょう ■

#### A事業所

#### A事業所の所定労働条件

- ◎ 1日の所定労働時間 8時間
- ◎ 1カ月の所定労働日数 20日

私は、1日8時間・週3日で期間の定めのない雇用契約で働いています。

雇用保険については、雇用期間の定めがなく、1週間の労働時間が8時間×3日=24時間>20時間ですので、**加入が必要です**。また、健康保険・厚生年金保険については、1日の労働時間が8時間>6時間(8時間の3/4)ですが、1カ月の労働日数が12日前後<15日(20日の3/4)ですので、**加入の必要はありません**。

僕は、1日5時間・週5日で期間の定めのない雇用契約で働いています。

雇用保険については、雇用期間の定めがなく、1週間の労働時間が5時間×5日=25時間>20時間ですので、**加入が必要です**。また、健康保険・厚生年金保険については、1カ月の労働日数が20日前後>15日ですが、1日の労働時間が5時間<6時間ですので、**加入の必要はありません**。

### ★★ ワンポイントアドバイス ★★

事業所によって1日の所定労働時間や1カ月の所定労働日数と言った労働条件が違うので、要件について判断をする際には、注意が必要です。



近年、飲酒運転や酒気帯び運転に対する社会的批判が強くなっています。特に労働者が飲酒運転を行い、人身事故を起こした場合などは企業の社会的評価に与える影響も大きくなります。企業としては、どのような懲戒処分を行うべきかが問題になります。今回は、飲酒運転が発覚した労働者に対する懲戒処分に対して解説をしていきます。



■業務上と業務外で違う取扱い■

実は、飲酒運転が業務中（工作中）に発覚した場合と、業務外に発覚した場合では対応が大きく変わってきます。「えっ！同じ飲酒運転でも対応が違うの？」という声が聞こえてきそうですが、労働基準法では、

「解雇は、**客観的に合理的理由を欠き、社会通念上相当である**と認められない場合には、その権利を濫用したものとして無効とする」とありますので、労働者に対する処分はその行為が会社や業務上における影響度、また**社会的にどの程度の影響を与えたか**を踏まえた上で行う必要があります。

家族 お金(賠償金) 社会的地位



	業務上	業務外
解説	<p><b>業務上</b>の飲酒運転に関しては、会社が【使用者責任】を問われることとなります。場合によっては、損害賠償が発生することもあります。</p> <p>また、マスコミの報道によって会社の信用が損なわれ取引が停止になることも想定され、会社経営に大きな影響を与える可能性があります。就業規則にも「故意または重大な過失により会社に重大な損害を与えた場合」を懲戒解雇事由の一つに定めている企業が多いため、<b>解雇などの重い処分を課すことが可能</b>です。</p> <p>一方で飲食店や運送業などの業種によっては、「飲酒運転をした場合」を懲戒解雇事由に加えていることがあり、その場合はたとえ業務外や事故を起こしていなくても検挙されただけで解雇されるケースもあります。</p> <p>【判例】                      ヤマト運輸事件                      (東京地裁平成19.8.27.)                      笹谷タクシー事件                      (最高裁昭和53.11.30)</p>	<p><b>業務外</b>の飲酒運転に対しては、就業規則に「飲酒運転をした場合」が懲戒解雇事由の一つとして記載されていたとしても、<b>解雇は難しいと言われています</b>。あくまでもプライベートでの行為のため、会社が職を奪うということまではできないということです。</p> <p>判例では、休日に飲酒運転を起こした社員の懲戒解雇について、事件がマスコミに報道されず会社の社会的信用には大きな影響がなかったことを理由として、<b>懲戒解雇が無効</b>とされたケースや事件が報道され、社会的影響を及ぼした事件にもかかわらず、<b>解雇が無効となったケース</b>もあり、普段の業務態度、反省の弁などが判決に影響するようです。</p> <p>ただし、左に記載したように業種によっては業務外の飲酒であっても懲戒解雇が有効とされるケースもありますので毅然とした態度で接することも必要です。</p> <p>【判例】                      達田タクシー事件                      (金沢事件昭和60.9.13)                      姫路市事件                      (神戸地裁平成25.1.29)</p>
注意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>就業規則に飲酒運転等に対する罰則の記載があるか</li> <li>就業規則が周知されているか</li> <li>本人に弁明の機会を与えているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>始末書提出、減給、出勤停止などの懲戒は可能</li> </ul>

POINT

飲酒運転＝即解雇とはなりませんので、注意しましょう。しかし、会社としては、「事故を起こしてからでは取り返しのつかないこともある」との判断もあるでしょう。就業規則に明記することによって「飲酒運転をしないという意識を徹底させる抑止力になる」ことは事実ですので就業規則に明記は必ず行って下さい。



ご不明な点は…

☎0776(58)2470  
 北出経営労務事務所  
 担当：北出まで

3月の  
おしらせ

けん玉師伊藤佑介さんのけん玉パフォーマンスショー  
 プロけん玉師伊藤佑介さんによるパフォーマンスショーです。基本的な技から、アクロバットや  
 ジャグリングを取り入れた名人技まで、間近で見ることができる30分!!  
 ☆日時☆3月8日(日) 11:00~11:30、14:00~14:30  
 ☆場所☆福井県立こども歴史文化館2階交流ひろば ☆連絡先☆0776-21-1500  
**大人のためのプラネタリウム『美しい夜、恋の夜~光の音が天(そら)高く聞こえる~』**  
 ☆開催日☆3月28日(土)・29日(日) ☆時間☆開演17:00~(開場16:45~) ☆場所☆エンゼルランド福井スペースシアター  
 ☆対象☆中学生以上 ☆料金☆大人500円・中・高校生250円 ※2月21日よりエンゼルランドふくいインフォメーションおよび  
 ハーモニーホールふくいにて前売りチケット販売!

2015年  
新入社員研修

日時：2015年3月30日(月)・31日(火) 9:30~17:00  
 会場：福井県自治会館 202・203号室

(福井市西開発4丁目202番地1 バードグリーンホテル横)

講師：シナジー経営株式会社/代表取締役 北出慎吾

費用：お一人様20,000円(税別。テキスト代含む。)

対象：新入社員の方、入社2年目ぐらいまでの方

定員：45名 詳細・お申し込みは→<http://kkcr-group.com/seminar/2015sinnyuusyain.html>



3月の  
お仕事  
カレンダー

- 平成27年度の健康保険料率・介護保険料率の変更は、予算案の閣議決定の遅れにより、**4月分(5月納付分)からとなります。** ※例年は3月分(4月納付分)からです。
- 所得税の確定申告期限は3月16日(月)です。
- 新入社員の受け入れ準備は整っていますか?
- 4月から年度がかわる事業所様は、新年度のカレンダーや36協定の締結の準備もお忘れなく。

編集後記

卒業式のシーズン。思い出の先生は?



坂野 孝太



前川 賢



所長  
北出 慎吾



山腰 沙緒里



高間 亜希



山本 麻衣

高校時代、大学進学を考えていた私は、特進クラスの選ばれし40名に入るべく、日々奮闘していました。しかし結果は41番。そんな私にある先生が、「坂野落ち込むな!お前は普通クラスの1番だぞ!」と言ってくれました。物事の見方によって人生は好転することを教えてくれた偉大な先生でした。

高校の数学の教師が変わっていて、覚え方に川柳を使っていた。『ωは親と先祖を思い出せ』これで何のことか分かったあなた!相当の数学マニアですね。これは、『ω<sup>3</sup>ω<sup>1</sup>』にも関わらず覚えているので、いい覚え方なんですよね。

中学校の体育のM先生!友人が先生に肩車してもらっていた時、先生の頭をずっと押さえながらバランスを取っていました。時間が経つにつれバーコードだった先生の髪型が乱れ地肌がむき出しに(ー)ー(ー)めっちゃ怖い先生だったので、笑っていいのか悪いのか、ガマンするのが大変でした(笑)

高校時代、ぽっちゃりフォルムが大変愛らしい先生がいました。校内で見かける度にキヤーカー、お弁当を食べるとは一緒に食べよう、休み時間には職員室へ、とひとしきり追いかけて回ったあげく、卒業。後に学校へ遊びに行くと、「わたしを捨てて行った女や!笑」と一言。女子高生って罪ですね。

高校の時の担任の先生は、入学式の日「僕は自分に甘く他人に厳しい人間なので、君たちには厳しくいきます。」と挨拶しました(笑)宣言通り確かに厳しく淡々とした先生でしたが、頑張ることに疲れてしまった時も見放すことなくコツコツ手を差し伸べてくれるような優しく温かい先生でした♪

高校の部活の鬼監督。必ず全国大会上位に勝ち進むだけあって、ものすごく厳しかった!殴る蹴るは当然、全国どこでも生徒を自家用車に詰め込んで高速ぶっ飛ばすし、吐いても走り続けさせられるし:全てが強烈恐怖だった。そんな激怖でしたが、生徒も保護者も皆が尊敬する女監督でした。